平成２３年（フ）第５０８号
兵庫県姫路市書写289番地３
債務者　ヘアーサロンパッセこと　池田　　強
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原　浩史
4　破産債権の届出期間　平成23年10月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３５３号
宮崎県延岡市出口町９番地２
債務者　吉田　孝則
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野　直彦
4　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月16日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３３９号
宮崎市清武町今泉甲3610番地12
債務者　小野　捷夫
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永友　郁子
4　破産債権の届出期間　平成23年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２３号
北海道旭川市豊岡10条８丁目８番５号、住民票上の住所北海道旭川市錦町14丁目2904番地の35
債務者　佐藤　康夫
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　裕治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月21日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５２号
北海道雨竜郡北竜町字和８番地の１
債務者　伊藤　秀司
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹本　康志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月14日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２３年（フ）第１８４１号
福岡市博多区中洲５丁目４番10―1406号
債務者　渡邊　新吾
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１４９号
山形県天童市大字清池70番地、申立時の住所山形市高堂１丁目11番15号　２Ｆ
債務者　小山田　忍
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５７号
山形県東村山郡山辺町大字山辺2917番地16
債務者　佐々木康助
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７７号
山形市大野目２丁目２番46―307号　県営住宅３、住民票上の住所山形県東村山郡中山町大字長崎1077番地９
債務者　関野　公平
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１３号
愛知県西尾市上矢田町神明寺43番地３、従前の住所愛知県高浜市田戸町３丁目２番地70
債務者　古川　かよ
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４６２号
兵庫県加古川市尾上町今福454番地の１　シャルマンホームＢ―104号、破産申立時の住所兵庫県加古川市野口町良野152番地　プレステージ加古川Ⅱ―304号
債務者　濱本　政夫
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５０４号
兵庫県加古川市尾上町養田157番地の２　尾上グリーンハイツＢ―202号、住民票上の住所兵庫県加古川市尾上町養田157番地の２　尾上グリーンハイツＢ―101号
債務者　射場　智士
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５１８号
兵庫県高砂市春日野町10番１―1117号
債務者　谷川　信裕
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１１８号
長崎県大村市富の原２丁目542番地２、旧住所長崎県大村市宮小路２丁目1304番地１
債務者　吉村光一郎
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係